

令和5年度 第47回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和5年11月1日（水）

開会 午前10時00分

○事務局（楠本課長代理） お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただいまから、第47回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業管理課まち美化担当課長代理の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席頂いております委員の皆様方は委員7名中、6名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、佐々木委員におかれましては、本日所要のためご欠席されております。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせて頂きました傍聴要領に従い、お静かに傍聴して頂きますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日は関西テレビ放送株式会社様、朝日新聞社様、読売新聞社様が取材に来られており、撮影を求められております。報道関係の皆様にはあらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

まず、本日、小谷委員におかれましては、ウェブでの参加になりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言、ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

- 青木委員長 青木です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 委員長代理の小谷委員でございます。
- 小谷委員 小谷でございます。ウェブでの参加で失礼いたします。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 近藤委員でございます。
- 近藤委員 おはようございます。近藤です。よろしくお願ひします。
- 事務局（楠本課長代理） 谷内委員でございます。
- 谷内委員 谷内です。よろしくお願ひします。
- 事務局（楠本課長代理） 玉川委員でございます。
- 玉川委員 玉川です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 山内委員でございます。
- 山内委員 山内です。よろしくお願ひします。
- 事務局（楠本課長代理） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- 環境局局長、堀井でございます。
- 堀井局長 堀井でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 環境局事業部長、川島でございます。
- 川島事業部長 川島でございます。本日もよろしくお願ひいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。
- 木村課長 木村でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局（楠本課長代理） また、関係局につきましても出席させて頂いております。健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。
- 岡村課長 岡村です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 消防局予防課長、黒田でございます。
- 黒田課長 黒田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（楠本課長代理） 建設局公園緑化部企画運営担当課長代理、高山で
ございます。

○高山課長代理 高山です。よろしく申し上げます。

○事務局（楠本課長代理） なお、危機管理室危機管理課長、木村につきまし
ては、本日所要のため欠席させて頂いております。

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確
認をさせていただきます。

初めに、本日の「大阪市路上喫煙対策委員会次第」でございます。

次に、「委員名簿」と「本日の配席図」でございます。

次に、「第47回大阪市路上喫煙対策委員会資料」と記した説明資料ござい
ます。

また、条例規則をまとめた参考資料もお配りしております。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に
進行をお願いしたいと存じます。

委員長、よろしく願いいたします。

○青木委員長 委員長の青木です。本日もよろしく願いいたします。

まず、先ほどご紹介にありました報道関係の関西テレビさん、朝日新聞社さん、
読売新聞社さんがそれぞれ撮影をする許可もあるということですので、その場合
には許可をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、最終答申案のご検討を戴くということが非常に重要な議題となってお
りますので、どうぞ忌憚のない御意見を寄せていただきますよう、よろしくお願
いいたします。

それでは、その前に二つほど議題を経まして、それを踏まえて最終答申案とい
うことにしたいと思っておりますので、まずは一つ目の議案、路上喫煙定点調査の結果

について、事務局からご報告を戴きます。

○木村課長　　まち美化担当、木村でございます。

そうしましたら、資料1に沿ってご説明をさせていただきます。

例年、前年度の取組をまとめてご報告してきたところですが、昨年度は契約の都合上、定点調査が実施できなかったため、前回の委員会で、改めて報告することとしていたものです。

定点調査の目的は大きく2点ございまして、まずは路上喫煙の実態を調査して、その推移を確認することで、路上喫煙対策事業の効果測定を行うというのが1点目です。

2点目に、これから市内全域で路上喫煙禁止に取り組みますので、各地点の路上喫煙率を確認していくことで、今後の路上喫煙の状況を確認して対策に活かしていくという2つの目的で調査を実施しています。

2ページ目に移りまして、今回の調査は、令和5年10月2日、月曜日、天気は晴れでした。調査方法としては、調査員が各地点にて目視で通行者と路上喫煙者を計測しています。

調査地点は、市内全域で49地点、これまでは禁止地区とマナーエリアとそれ以外の地点で、任意で場所を選んで調査してきたところですが、今後禁止対象を24区全域に広げることから、各区で1つは地点を置いて、その路上喫煙率の推移を見ていきたいという考え方で、13地点を増やしました。増やした行政区では、主要駅の周辺を調査地点として追加しました。

調査の時間帯ですが、4つの時間に分けて合計6時間の調査を実施しております。朝、お昼時、3時前後、夕方の4つの時間帯で確認しております。

結果としまして、3ページ目に移って頂きまして、条例が平成19年に施行しておりますので、その前の平成18年から毎年推移を見ています。令和5年は、合計通行者が64万1,764人、うち喫煙者が1,679人というのが全体の

状況です。

禁止地区、たばこ市民マナー向上エリア、それ以外の3つに分けて、それぞれの通行者に占める喫煙者の割合を示しています。④の全域は、先程の全体の通行者数で全地点の喫煙者を割ったものになります。

まずは、これまでの推移ですが、平成19年度に条例を施行しまして、条例制定前にはかなり高かった各地点の喫煙率が20年の条例施行後の取組を踏まえて大きく落ちて、そこから多少増減をしながら路上喫煙率は概ね低下傾向でした。

ところが、令和元年度から令和2年度のところで、前にご報告していたのですが、健康増進法で屋内の喫煙が制限された影響か、令和2年が微増で路上喫煙率が少し上がっておりました。そのときは、まだそこまで大きく差が分からなかったのですが、令和3年にそれがまた顕著に表れて、令和2年から令和3年に全地点で路上喫煙率が上がっている状況で、今年は、令和3年度よりは全体的には減ったものの、まだ10年ぐらい前の路上喫煙率となっている状況です。

今回、令和5年度で見ますと、禁止地区、たばこ市民マナー向上エリアは0.2%、それ以外の地域が0.3%で、喫煙率が高い状況でした。

4ページに今回の喫煙率を時間帯別で出しております。上の表が時間帯別で、令和3年度と5年度で大きく変わらないのですが、全体で見ると朝の時間帯の喫煙率が令和3年度も5年度も高い状況があると認識しています。

たばこの種類による比較を下の表に記載しています。令和3年度の全体喫煙者1,406人の内、紙巻きが68%、加熱式たばこが32%でしたが、令和5年度の全体1,679人のうち、979人が紙巻き、加熱式が700人、加熱式たばこの割合が42%ということで、前回調査と比較すると10%増えている状況です。

注意書きとして、目視の調査なので、加熱式たばこに見えるものもカウントしてありますので、電子たばこやニコチンを含んでないものまれている可能性がございます。

ます。また、前回調査より調査地点を13地点増やしていますので、合計人数は増加しています。

続きまして、この結果から読み取れることとして、事務局としては3点程認識しています。1点目としては、禁止地区、たばこ市民マナー向上エリアについては、前回の調査と比べて喫煙率が低下しており、一定、路上喫煙対策への認知が進んだと。全市域での禁止の話もありましたので、かなり報道にも取り上げて頂いた影響もあるかなと思っております。

2点目としては、上記以外の部分については路上喫煙率が上昇しており、まだ禁止地区、たばこ市民マナー向上エリア以外では路上喫煙率が高い状況です。

3点目、加熱式たばこの路上喫煙率が上昇しており、加熱式たばこは火をしませんし、紙巻きたばこと比べて煙や蒸気が少ないことから、加熱式たばこについては路上喫煙の抵抗感が低いと推察されます。

それを踏まえて、6ページに移りまして、この調査結果を踏まえて、駅周辺の路上喫煙対策の啓発強化や加熱式たばこの喫煙者の方への啓発を検討してまいりたい。また引き続き、この定点調査を実施し、今後の推移を見て実効性を確認していきたいと考えております。

説明は以上です。

○青木委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、あるいは何か確認したいような点とか様々なご意見、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか、何かあれば。

では、谷内委員お願いします。

○谷内委員　　まず、調査地点を13地点増やされたということなのですが、具体的にどの辺りをどの程度増やされたのか、教えて頂けたらと思います。

3つのエリア区分があると思うのですが、それは満遍なく13地点というのはどういふこの禁止地区、たばこ市民マナー向上エリアのそれ以外をそれぞれ満遍

なく13地点なのか、どこを13地区増やされたのか教えて頂けたらと思います。

あと、3ページ目の調査結果ですが、近年もかなり0.2%であるとか去年より減った、増えたと言っても非常に小さい数字の中で推移しているなというところではあるのですが、一旦この禁止地区につきましては0.08%とほとんど1,000人に1人吸ってるかどうかぐらいまで減っているところが0.2%、1,000人に2人とちょっと増えている傾向にあるということで、1年に1回の調査なのでどう見るのかというのは悩ましいところですが、禁止地区に指定されたことの効果が当初よりは出にくくなってきたとも読めるかなと思うんです。

今後、全地域が禁止地区と同じになるということで、ここは大丈夫、ここは大丈夫じゃないというのではなくて、もう全部駄目なんだという認知が進めば、もっと全体的に路上喫煙率も下がっていくのかなと、このデータを見ていました。すみません、感想です。

あと、1つ確認ですが、この禁止地区の区分は、指定された年から禁止地区になるのですよね。例えば、以前は禁止地区じゃなかった所で計っていても、禁止地区になった年から集計の仕方が変わるっていうことですよ。すみません、その確認だけです。

○木村課長 ありがとうございます。まずは、1点目の13地点の追加ですが、24区の内、地点がなかった区で地点を選ぶに当たっては、前にも委員会でも主要駅といいますか、駅の利用者数等もご説明させて頂いたところですが、やはり人数が多い所を参考にした方が良いただろうと、まだ調査地点がなかった区において代表的な駅を選び、地点として追加しました。

○谷内委員 ということは、3ページの上記以外ですね。③の調査地点が増えているということですね。

○木村課長 はい、そのとおりです。

○谷内委員 分かりました。

○青木委員長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。ございませんか。小谷委員もよろしいですかね。

それでは、この結果を見て、また次の検討、議論に活かして頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、パブリックコメントをこの夏の期間に行っていただきましたので、その意見提出状況についてのご報告を頂いて、またご質問、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から、パブリックコメントの意見提出状況について、よろしくよろしくお願いいたします。

○木村課長　前回、7月の委員会では、条例の方向性について取りまとめながら意見を戴いて、今後パブリックコメントを実施していきますという報告で終わっていたかと思います。

資料9ページ目ですが、パブリックコメントに際して、この資料を市のホームページにアップしたり、それぞれの場所で配架したところです。

10ページの「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について」という資料を基に見て頂いて、ご意見を戴いたところでして、1番には基本的にはこれまでの条例による対策の経過や社会情勢の変化についてご説明をさせて頂いて、その中で委員会でもご意見を戴きながら、対応が必要なものとして4点をご説明させて頂いた上で、さらに喫煙者の方に喫煙を一定制限することになりますから、マナーを守って頂くために新たに120か所の喫煙所の整備を進めているという大阪市の現存の取り組み状況も記載し、2番の「条例改正の主な目的と概要」の4点について、意見を募ったものです。

1点目が、路上喫煙の禁止地区を市内全域に拡大するという方向性について。

2点目が、たばこの種類や喫煙方法について規定を新設するという観点。

3点目が、私有地や私道における管理権限者に関する規定を新設するという点。

4つ目が、私有地や私道についても、これまでも禁止地区にするときに、公道と一体的に繋がっている公共性の高い場所を禁止禁止対象としてきたことについて、今回手続として整理できる規定を新設するという点です。

前回の委員会でも意見を募るに当たって、これまでしっかり議論をしてきた経過とかも分かって頂いた上で、ご意見戴いた方が良いというご提案も戴きましたので、委員会での審議経過も示して、意見を募ってきたところです。

パブリックコメントの集約については、まだ途中経過でして、細かい整理をした上で、改めて大阪市から公式に結果を公表する予定です。

今回、最終答申を取りまとめるに当たって、委員の皆様にも現在の提出状況を見て頂いた上でご意見を頂戴しながら取りまとめたいと考えており、速報と言いますか、現在の状況を説明します。

1ページを見て頂きまして、意見募集期間は8月7日から9月6日まで、1か月間募集しました。パブリックコメントは広く見て頂く必要があることから、ホームページも含めて、各区役所、出張所、サービスカウンター、市民情報プラザ、環境事業センターの出張所も含めて広く配架を行ってきました。

意見の提出方法は、持参、送付、FAX、電子メール、あとはオンラインシステムでした。

2ページの「意見提出状況」ですが、総数で448件の意見が寄せられました。これまでの禁止地区の指定にかかるパブコメでは、多くとも100程度でしたので、かなり多くのご意見を戴きました。報道でも取り上げて頂いたことから、関心を持って見て頂けたと考えています。

延べ545件、提出方法別の内訳についてはそれぞれ記載しておりますが、中にはしっかりとご意見を文書にまとめて持参して頂いたりとか、かなり委員会資料まで読み込んでご意見を提出された方もございました。

住所別では、市内227名、市外182名、記載なし39名です。年齢別では、

30代から60代の方が多く、実際に市内に来られたり移動されることがある方からの意見が多かったのではないかと考えております。

結果については、集約した上で、改めて11月中旬頃に報告したいと考えています。

先程の「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について」の資料の主に「改正の主な目的及び概要」の4点に対してご意見をお寄せ頂いてますので、それぞれ4つに分けて、意見を抜粋して載せさせて頂いております。

まず、1点目の「全域への路上喫煙地域の拡大について」ですが、総数199件のご意見、大まかに分けると賛成が69件に対して反対が130件となっています。これまでの事務局の認識としては、日々の広聴を頂いてる中では、どちらかというとな賛成意見の方が多かったところですが、今回は具体的に制限がかかるということも報道されて、特に私有地でもというような見出しのついた報道もされたところから、喫煙者の方や事業者の方からのご意見等も多くあったように認識をしまして、どちらかというとな反対意見が多くございました。

意見の要旨としましては、全域拡大しても実効性があるか疑問であるとか、全域で禁止することで分かり易くなるであるとか。また、全体的に4点にわたって、喫煙所の整備をしっかりと行ってほしい、それが重要であるというようなご意見が多くございました。

他にも、設置した喫煙所の周りでの対策が必要であるとか、より高額な過料とすべきという意見もありました。路上と表現していますが、条例では規制対象は道路、公園、広場としていますが、公園に対して禁煙とする認識がなくご意見を戴いた方もいまして、公園についても禁煙とすべきといったご意見等もございました。また、たばこについては制限することは、喫煙者の自由を奪われることになるというような意見もありました。

それに対する本市の考え方としては、まだ案ですが、改正健康増進法や大阪府

の受動喫煙防止条例の制定等で喫煙の取り巻く社会状況が大きく変化してきており、市民等の安全安心を確保するために、2025年の大阪・関西万博の開催都市として、SDGsの達成された社会をめざして、市内全域の道路、公園、広場等において路上喫煙を禁止することとする旨、また、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備を進めるために令和6年12月までに大阪市内に120か所の喫煙所を整備する計画を進めている旨を示したいと考えております。

続きまして、2点目の「たばこの種類や喫煙の方法について」ですが、先程の資料にありましたとおり、加熱式たばこの取り扱いであるとか、あまり詳細は書いてなかったところですが、この間の経過を見て頂いてか、加熱式たばこについてのご意見が寄せられていまして、加熱式たばこも路上で禁煙としてほしいであるとか、電子たばこも規制対象に加えるべきといったご意見であるとか、逆に加熱式たばこは紙巻きたばこと比べると匂いや煙が少ないので同等に扱うべきではないといったようなご意見がありました。

本市の考え方の案としては、この間の委員会でも審議してきましたが、加熱式たばこについては、健康の長期的な影響について、まだ現段階では予測することが難しい状況ですが、紙巻きたばこと同様にニコチンや発がん性物質が含まれており、改正健康増進法や大阪府条例においても規制対象となっていること、また他都市でも、加熱式たばこを規制対象にされていたり、規制対象として今後取り扱っていく検討がされている状況でございます。

一方、本市の条例では、たばこに関する規定がなく、路上喫煙については喫煙し、火のついたたばこを所持することの表現に留めています。たばこについては改正健康増進法では、たばこ事業法に定めるたばことしており、喫煙については「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること」と定義していることから、本市についても加熱式たばこを規制対象とし、健康増進法に準じて本条例も改正する方向性で見解をお示し

しようと考えております。

続きまして、3点目「私有地や私道における管理権限者に関する規定について」です。これまでも条例の中で、市民、事業者の責務を定めており、そこを具体的に示したものでしたが、そこに関しては、かなり権利制限が強まるという認識を持たれたようなご意見が多くありまして、反対が78件を占める状況でした。

一方、喫煙に関して、灰皿の撤去を私有地に関しても義務としてほしいというご意見もありました。また、私有地の管理は行政が介入することではない、私有地に設置されている灰皿を撤去するのは規制のしすぎである、私有地にある灰皿の設置はポイ捨ての削減等環境の整備には役に立っている側面もあるという意見もありました。

それに対する本市の考え方の案としては、私有地や私道の管理者に路上喫煙が発生しないように対策を求める努力義務規定は、すべからくではなくて道路や歩道に隣接する私有地や私道に灰皿が設置されて、路上喫煙を誘発するようなおそれがある場合について、灰皿の撤去、移動等対策を求めるものであり、本市により一方的な灰皿の移設や撤去を想定していない旨を示すことを考えています。

4点目の「私有地や私道について本市が必要と認める地域を申請や協議により禁止の対象にできる規定について」ですが、こちらにも反対意見が多くございました。

一方、概ね方向性について賛成できるというご意見もございまして、禁止するのであれば、まず喫煙所の整備を行うべき、まずは私有地の管理者から申請がある場合のみ禁止にするべき、管理者の判断を尊重するように等のご意見が多くございました。

中には、一番最後のポツにはなりますが、私有地においても一般市民が通行できる場所は全て禁止地区として、管理権限者が自分で責任を持って喫煙対策を実施するという誓約した場合のみ禁止地区の対象から外すようにしてはどうかと、

申し出により禁止対象を追加するのではなくて、全て禁止対象とした上で、自分で喫煙対策をする所は禁止対象から削っていくというような提案もありました。

それに対する本市の考え方の案としては、私有地や私道における路上喫煙を禁止とする規定については、私有地や私道の管理者からの申請に基づき、本市が調査等を行って必要と認めた場合のみ禁止区域とすることができるような規定を考えているという点をお伝えした上で、本市からの要請によって一方的に、また、管理者からの申請があった場合に必ず禁止区域とできるものではないという、双方の状況を踏まえた上で判断していくということを示そうと考えています。

「その他のご意見」もありましたので、7ページ目に記載しています。190件の内、過半数の96件については喫煙所の整備についての意見でした。喫煙所の整備をしっかりとしてほしいという意見が多数ありました。

一方、喫煙に関して、個人の自由であるので強制すべきではなく、屋外での広範囲な禁煙は世界的にも聞いたことがないというようなご意見もありました。

本市の考え方の案としては、改正する条例においては路上での喫煙に制限をかけることから、マナーを守って頂く場所として、120か所の喫煙所を整備する計画を進めていることを説明した上で、供用を開始された喫煙所についてはホームページで周知を行っていく方向性をお示しし、さらに120か所では足りないという意見もありましたので、120か所というのは大阪市の昼間人口や大阪市の目標喫煙率、市民へのアンケートの調査結果を基に算出したものであること、路上喫煙の状況を踏まえて検証していく方向性について示していきたいと考えています。

説明は、以上です。

○青木委員長 ありがとうございました。たくさんのご意見が寄せられたようですので、それぞれについてご覧頂いて、色々確認したいことなど、あるいはご意見も含めてお寄せ頂ければと思いますが。

まず確認ですが、賛成とか反対というのは丸を付けたりする欄があるわけではなくて、事務局でどちらの意見か評価したという、そういう数字になりますか。

○木村課長　　そうです。意見募集に際しては、表にマル・バツを選択していただくような形ではなく、自由意見を記載して頂く形です。お寄せ頂いた意見の中で4点のどれに対する意見か分類した上で、文章の内容を踏まえて賛成、反対として振り分けました。

○青木委員長　　ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何かご質問やご意見等ございませんでしょうか。

では、近藤委員、お願いします。

○近藤委員　　今のご発言に対して質問ですが、例えば、総論では賛成ですと、全面禁煙は良いと思います、ただし、120では喫煙所が少ないですねという意見は賛成なのですか、反対なのですか。

○木村課長　　その場合は、全域での路上喫煙禁止の拡大については賛成という意見かと思しますので、その内容については賛成として分類しています。

○近藤委員　　そうするとですね、最初の1番の質問で、そもそも反対だった人が130で賛成が69、その69の中でも一応賛成ではあるけども、そんなに少ないのであれば反対という潜在的反対と言うのですかね、相当あると考えると反対派が圧倒的に多いというのが、このパブリックコメントの結果じゃないかというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○木村課長　　今回戴いた意見の中では、反対のご意見が多くございました。

○近藤委員　　ということですよ。

○青木委員長　　ありがとうございます。

関連してですが、そうしますとこの反対に分類して頂いているのは、何かの条件とかではなくて、やはり全域をエリアとすること、そのものへの反対という意見が130はあるという、そういう理解をしたら良いですか。

○木村課長 はい。

○青木委員長 ありがとうございます。

○木村課長 一方、市内全域の路上喫煙禁止に当たって、委員会ではどこまでが公共的な部分になるかという議論もかなりさせて頂いておりますが、これまでの議論経過まで見られて正しく理解されたご意見なのか、単純にざっと見て反対されてるか、どこまで理解されての反対かは、それぞれ異なるのではないかとというのが、こちらで思ったところです。

○青木委員長 ありがとうございます。それは、例えば私有地とか私道も含めて、全てが禁止地区になると理解しているのかなと思われるものがあるという意味でしょうか。

○木村課長 そうです。

○青木委員長 そうですね。この資料を見ただけではそこが判然としなかったかもしれませんね。パブリックコメントの資料ではですね。

それ以外いかがですか。谷内委員、お願いします。

○谷内委員 私もこの賛成と反対をどう決められたのかなというのが少し気にかかるところです。例えば喫煙、この3ページ目の意見の中にある上から5番目ですかね、喫煙所を設置した際、喫煙所からの煙の漏れやその周辺での喫煙対策を行う必要があるっていうのは、賛成の意見なのか反対の意見なのかどちらに入れているのか、ちょっと数に関してはどうなのだろうっていうところは思っていました。

規制をかける内容になりますので、それに対して反対の意見の方が多く寄せられるというのは、パブリックコメントとして確かに出やすいだろうなと思います。ただ、パブリックコメントは投票ではありませんので、反対意見が多いからと言って、市民の中で賛成、反対の割合が多いということを示すものではないということはあると思います。

但し、こういったご意見がたくさん寄せられている、不安の声ですね。特に喫煙者の方からは、かなり不安を抱えておられるのではないかなというのが見て取れるので、それはコミュニケーションと言いますか、しっかり市から情報を伝えていく必要があると思いました。

例えば、一つは路上喫煙禁止っていうのが言われて強くメッセージとしてありますので、その他の公園、広場まで喫煙禁止になっているのが現状でもどこまで伝わっているかどうか。その禁止区域においても公園等も指定されていると思うのですが、それがきちんと伝わってない可能性があるとも思いました。

また、パブリックコメントを実施する上で、全ての情報を読み取ってから意見をするというのは非常に難しいかとは思いますが、その上でこの私道や私有地に対する意見というのはきちんと説明すれば大阪市が一方的に制限するようなものではないということなのですが、それについても私有地が制限されてしまうという強いメッセージだけがどんどん独り歩きしてしまうので、そうではないということもしっかり情報として伝えていく必要があるのではないかなと思って読んでいました。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございます。今の点、よろしいですか。

○木村課長　ありがとうございます。意見につきまして、ここでは抜粋した形で代表的な意見を述べていますが、例えば先程あった意見でも、「賛成であるがただし」みたいな形で書いている方もいますので、全体の意見を踏まえて、賛成、反対に振り分けております。

○青木委員長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　すみません、最初の方がしっかり聞き取れてなくて申し訳ないですが、それぞれの意見について、まず、賛成か反対かを回答した上で一言コメン

トを書くっていう形になっているのでしょうか。そうではないのですよね。

そういう意味では、その趣旨から賛成か反対かを事務局の方で分類されているということかと思うのですけども、そうなりますと、かなりそこで賛成なのか反対なのかっていうところで、はっきり賛成、はっきり反対と書いておられるところは、そう振り分けて頂いたら良いと思いますが、そうではないのはその他なり回答なしという欄があって然るべきだと思うのですね。そうしないと、読まれる方によって賛成と受け取るか反対と受け取るかが大きく変わってしまうと思いますので、はっきり賛成、はっきり反対と書いているところはそう分類されて、そうでない方は賛否記載なしとか、そういったことにして頂いた方が良いのではないかなと思います。

まだ、今日は速報ということですので、今後、結果公表される時にはそうして頂いた方が皆さんミスリードがないのかなというふうに思いました。

○青木委員長　ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

山内委員、お願いします。

○山内委員　山内です。もう各委員のご指摘とほぼ同様ですが、やはりパブリックコメントだと路上喫煙禁止っていうことで良いなと思う人はそれで見過ごしてしまうでしょうし、反対という方が切実に感じて、反対のコメントが多くなりがちなのかなとは思えます。

あと、私有地の管理権限者、それから私有地、私道についての禁止対象にするということに関しても、この聞き方だとちょっと権威主義的に見えるので慎重論のコメントが多かったのかなと思いますが、私個人としてはP T A関係者、保護者の代表者ということでここに来てますので、個人的には路上喫煙の禁止には賛成の立場で、子ども達の環境整備のために実効性の確保に尽くして頂きたいと意見させて頂いておりました。

一方で、もちろん保護者にも喫煙者が少なからずおりますので、その他の意見

にありますように、非喫煙者の意見ばかり反映されているように感じられると感じている喫煙者の方も多くおられるかと思えます。その辺りはまた今後の広報でこの市の考え方をしっかりと伝えていって頂きたいと思えます。その辺りは今後の答申の中にどう活かすかという辺りの中で議論はしていければと思っています。

以上が意見です。ありがとうございます。

○木村課長 ありがとうございます。

○青木委員長 ありがとうございます。小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員 まず、パブリックコメントで反対意見が多かったということですが、他の委員の皆様の様々なご意見にあるように、今回ご関心が高い喫煙者の方にとって反対という形で一応意見表明をした方が良いと考えたり、不安を強くお持ちになるような要素が多かったのかなと思えますし、賛成も条件付き賛成であったり、あるいは反対も不安な箇所が解消されれば賛成というようなことで、一律に二分されるものではないのかなという点を踏まえて評価すべきかなと感じました。

あとですね、1件質問の仕方も含めて気になったのが、特に私有地、私道における規制についてご関心が高かったのかなという最初の反対が増えた背景事情としてもご説明もあったところなのですが、特にこの質問の仕方が私有地や私道について、本市が必要と認める地域を申請や協議により禁止の対象にできるというふうに書かれているのが、実際には管理者の方からの申請に基づいてやるところなのですけれども、説明にも書かれていますが、何か市が必要と認定すればできるようにどうしても伝わってしまうように思えて、ここが誤解を生むというか、特にご関心の高さにもあるように、私有地、私道に関する規制に踏み込むっていうのは、かなりの権利制限という意味でも若干アレルギー反応が起こりやすい部分ですし、もちろん私権に制限を加えるという意味では慎重になるところで、表現等も踏まえて正確に意図が伝わるようにということに配慮すべきなのか

なと思いました。

割と短い文章の中で、どのように伝えるかという点では、工夫された文章であったと思うのですが、誤解を与えている部分がもしかしたらあるのではないかなというふうに、この結果を見てもまだ思うところですし、実際にこの文章を読んでもぱっと理解できるかどうかというのは、割と個人差が出てしまうかなと思いましたが、その辺りを注意して頂いた方が良いかなと思いますし、重ねて、これからここは丁寧に説明すべき点ということ、このパブリックコメントからは我々認識するべきところかなというふうに感じました。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○木村課長 ありがとうございます。先生方からご指摘戴いたとおり、喫煙者の方の不安な気持ちが割と多く反映されたご意見が多かったと思いますので、その辺りを丁寧に説明していくような形で今後進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○青木委員長 ありがとうございます。近藤さん、ご意見はよろしいですか。

○近藤委員 はい。

○青木委員長 皆さんご指摘のとおりですけど、パブリックコメントに付けられた最後の1枚ものの資料は、やはりここで丁寧にそもそも禁止区域がどこになるかっていうので、道路とは何かとか公園とは何かといろいろ議論してきましたが、そういったものが書かれているわけではないというようなことや、あるいは私有地をどうするかというのを委員会では丁寧に議論して、必要性和、それから私有地の権限者の意向、意思をバランスよく見ていきたいと思いますというお話もしましたが、必ずしもそれがこの資料には反映できてないところがあるというようなご指摘の答えとしては、先生ご指摘のとおり、この結果を踏まえて、やはりしっかりと誤解のないように理解して頂くことの重要さというのも一つ導かれた教訓

かなというふうに思いましたので。

また、最初の「市内全域への路上喫煙禁止地域の拡大について」の所の反対についても、どういう風に評価するかというのはなかなか難しいところですが、やはり具体的にどう禁止措置を取っていくかも含めて、さらに十分に市民の皆さんとコミュニケーションを取っていく必要性を感じるころだと思います。

その他ご意見、よろしいですか。

それでは、これを踏まえまして、次の議題にまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○木村課長 資料3、最終答申素案について、この間、今回を含めて9回の委員会での議論を踏まえて、直近の2回ではこれまでの意見をまとめた形でご説明もさせて頂いてたかと思えます。これまで出てきたご意見を踏まえて、事務局でそれを諮問の項目に合わせた形で整理した素案になります。

先程のパブリックコメントもそうですし、これをたたき台にして、先生方のご意見も戴きながら、最終答申という形で取りまとめを行っていきたいと思っております。

そうしましたら、今日傍聴されている方も初見でございますので、読み上げさせていただきます。

「はじめに」としまして、大阪市の路上喫煙対策は、平成19年4月1日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年7月に御堂筋及び大阪市役所、中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区に指定して以降、令和4年9月1日の堂島公園周辺地域（御堂筋及び大阪市役所、中央公会堂周辺地域の拡大）の指定まで、これまで6地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料1,000円）を行っている。

一方、平成20年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で、

「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

そのような状況の中、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を控え、大阪市への来訪者の増加を見据えて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップのため、路上喫煙対策は非常に重要な課題であり、当委員会に対して令和4年7月13日に、大阪市長から「市内全域における路上喫煙禁止」に係る考え方について諮問された。

改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会状況の大きな変化に伴い、この間、路上喫煙対策の強化を求める声が多く寄せられている状況などを踏まえ、市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取り組んでいく方向性については一定理解できるものである。

今回の諮問について、令和4年10月に「喫煙所について」中間答申をしたところであるが、その他の項目についても審議を重ね、このたび、その審議結果について、答申するものである。「市内全域における路上喫煙禁止」は、安全安心できれいなまちづくりの推進につながり、市民だけでなく、国内外から来阪者にも大阪のまちに好印象を持ってもらえるものと期待している。

1、「市内全域における路上喫煙禁止について」、市内全域の路上喫煙禁止にあたっては、市民や事業者等の協力が不可欠であり、そのためには市民等の認知度が重要であり、十分な周知期間を設けるとともに、広報も検討されたい。また、路上喫煙対策に取り組むことは、快適な都市環境の確保につながり、ひいてはSDGsの目標達成に貢献することを積極的に打ち出すとともに、受動喫煙による健康への影響なども併せてPRされたい。特に、子どもへの影響を考慮し、学校近くの通学路等には配慮いただきたい。

禁止場所について、国や地方公共団体等が管理する道路等の公有地は当然に禁止とすべきと考える一方で、私有地を規制対象に加えることは財産権の侵害につ

ならないように慎重に検討していくべきである。単に制限を加えるだけでなく、補助制度を活用した問題解消も視野に入れるべきである。

また、他都市の事例を見ると、行政区域全域を路上喫煙禁止にしたことにより、私有地に入り込んでの喫煙といった迷惑行為が多く見受けられるので、先行自治体の事例も研究し、対応策について検討されたい。

併せて、公開空地など禁止の場所との境界が分かりにくい場所については、統一された掲示物で工夫するなど分かりやすさや公平性が担保されるよう配慮されたい。

「喫煙所について」、令和4年10月の中間答申でも、「これまでは禁止地区6地域に限って、違反者へ過料を適用してきたところ、今後、市内全域の路上喫煙を禁止し、違反者に過料も適用していくのであれば、喫煙者に対して、これまで以上の制限を設けることになるため、市域に見合った、相当数の喫煙所の確保が必要」と考えを示した。

また、「市内全域における路上喫煙禁止を実効あるものとするため、分煙環境の確保を目的とした喫煙所は非常に重要であり、まずは行政として公設喫煙所の設置を積極的に進めるべきであり、併せて補助制度を活用した民間の喫煙所設置促進」を求めてきたところである。

併せて、喫煙所設置場所の周知については、商業施設等の案内サイトとの連携や検索サイトへの掲載など、利用者目線に立った喫煙所を見つけやすい工夫をされたい。令和4年6月の「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域」）についての答申において、閉鎖型喫煙所の効果検証や設置場所に応じた整備内容の検討をお願いしているところであるが、市内全域での路上喫煙禁止に向けて整備する喫煙所の設置状況も併せて、適宜報告されたい。

また、喫煙所の適切な配置は、まちづくりの状況、人の流れ、路上喫煙の状況、規制に係る社会状況の変化などによって左右されるため、喫煙所設置後もしっかり

りと検証を継続されたい。

「過料徴収及び啓発指導体制について」、過料徴収にあたっては、キャッシュレス決済の浸透や徴収方法に関する国の要件緩和の動きもあることから、現金以外での徴収方法や、また他都市の動向も踏まえた過料金額の設定についても継続して検討されたい。啓発にあたっては、今後万博の開催に伴い、外国人観光客の更なる増加が見込まれることから、既に外国人への指導割合が高い京都市の事例を研究するなど、効果的な対策を講じられたい。

また、幅広い年齢層へのアプローチも重要であるが、万博開催までの限られた時間の中で効果的なPRをしていくためには、ターゲットを絞った広報や、市内事業者及び地域団体との連携による周知が効果的であると考えるので、手法等を検討されたい。

指導体制については、地域の意見を集約する仕組みづくりや、地域事情に詳しい区と連携した有効な巡回方法や効率的な巡回を検討されたい。併せて、苦情が多いエリアのマッピングや民間委託の導入による啓発など、継続して検討されたい。

4、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実について。先に述べたように路上喫煙対策はSDGsの目標達成に貢献するもので、企業が路上喫煙対策に取り組むことは企業イメージの向上につながることを積極的にPRすることや、表彰など参加活動意欲を向上させる仕組みづくりを行うことで、参加団体のすそ野を拡大してもらいたい。併せて、ボランティアの方がトラブルに巻き込まれることがないように、活動内容について、しっかりと線引きできるルール作りも検討されたい。

5、「その他路上喫煙の防止に関することについて」。効果的な啓発表示方法、表示にあたっては、区ごとや小学校区ごとといった一定の基準を設けるとともに、現在の禁止地区でも掲示されている地図表記なども検討されたい。

また、配布する広報物についてはQRコードを表示することやSNSや動画についても積極的な活用を図られたい。特に、外国人向けには、分かりやすいピクトグラムの使用や旅行会社とも連携して、観光客が多く立ち寄る場所への重点的な掲示を検討されたい。

加熱式たばこの取り扱い、規制対象に加わることを早い段階から周知するとともに、たばこの葉を原料とするものといったような分かりやすい表現での周知を図られたい。併せて、加熱式たばこにも紙巻きたばこと同様にニコチンやタールなどの有害物質が含まれていることをしっかりPRしてもらいたい。電子たばこについては、一定のデータを蓄積したうえで、改めて検討してもらいたい。

以上、素案についてはこういった形で作成をしております。お願いいたします。

○青木委員長　ご説明ありがとうございました。この答申につきましては、一応現在の予定では11月中旬を目途に文案を作られたいということで、委員会としては今日ご意見戴きまして、今日のご意見を踏まえて、また修文をして、さらに全委員の皆様にご意見を確認をして頂いて、これで良いとなって初めて確定ということを考えておりました、今日戴いたご意見だけではなくて、さらに今後も字句修正も含めてご意見を戴く予定になっていることを前提にご議論頂ければと思います。

それから、佐々木委員にも個別にご意見を戴いて、佐々木委員のご意見も反映させて頂きたいと思っております。

ということを前提に、いろいろご意見を戴きたいと思いますが、字句にも関わるようなご意見になると思いますので、順番にですね「はじめに」、それから1、2、3とこうやっていきたいと思っておりますので、まず「はじめに」のところ、意見や気になる表現、もっとこういうことも書いてほしいことがあれば、ご意見を戴ければと思います。いかがでしょうか。

私1個だけ気になってるのですが、下から6行目ぐらいに一定理解できると書

いてありますね。この一定理解できるっていうのは、一定というのが何か、あれですかね、どういう趣旨で一定という感じなのかっていうのが、どういうつもりでお書きになったのか。

○木村課長　　もちろん、この委員会では、有識者の方や、地域の代表として委員の皆様に出席頂いてご意見を戴いていますが、今後市議会でもご意見を頂戴しながら、最終的には改正に向けた整理を行うということもございまして、少し留保するような書きぶりにした方が良いのかなということで、「一定」と付けさせて頂きました。

○青木委員長　　今日のパブリックコメントも含めて言うと、もちろん市民の傾向を表しているとはまでは言えませんが、中には十分に趣旨が伝わっているかどうか分かりませんが、そういう反対の意見もあるということも踏まえるところという表現になると考えても良いかもしれません。

さらに、そういう十分に理解、満足に理解頂いてないところがあるまでを書き込むかどうかは検討ですけれども、そういう趣旨も含めてこの一定という言葉を使っているというふうに考えたいと思います。

その他、「はじめに」のところ、小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員　　小谷です。ちょっと字句の修正はまたメール等でお送りできればなと思ったんですけど、今、委員長のご指摘された点、私も気になりまして、今ウェブで参加してるのを活かして、中間答申と比較したのですが、中間答申時には一定程度この全市に拡大させることについて、多くの声が寄せられているということが書かれていて、それに対して今、委員長がご指摘になって一応理解ができるというのは、一応委員会として諮問を受けているこの委員会として、いわば主語になって一定の理解をしてということで書かれているのですが、中間答申の方では多くの禁止区域拡大を求める声が市民からも多く寄せられていて、このように市内全域における路上喫煙禁止に取り組んでいくことには概ね理解が得ら

れるものと考えたと。

それで、当委員会としてはこのようなことを受けた諮問を、これから検討、審議してこういうふうな結論を出したみたいな流れになっているので、一定の理解という表現で若干中立的な立場を示すというのでは良いなと思うのですが、審議の中でも一定のそういう全体的なニーズと言いますか、市内全域に路上喫煙禁止区域を広げることへの理解や、あるいはそういった必要性への認識の高まりみたいなものは認められたというふうに理解してますので、その点を今すぐ文章は私も思いつかないのですが、何か入れられると最終答申を出すにあたっての前提というか前提状況の確認という意味では、少しそういったものがあつた方が、この新しい政策決定の根拠づけと言いますか、やはり市民の皆様のご理解がなければできないことですし、そういったもちろん政策を踏まえてということですが、その規定には市民の方の認識、お声があるということをしかりと打ち出した方が良いのではないかなというふうには思いました。

あまり断言するのもあれですし、もちろん議会におけるご議論に対して最終的にお決め頂ければというところではあるのですが、中間答申よりも少し控えめな表現になっているのかなというふうに思いましたので、その辺りの流れを少し言葉足を足して頂くと良いのかなと思いました。

○青木委員長　ありがとうございます。では、その点について、他の委員の皆様、何かご意見ございますか。

よろしければ、少しまた小谷委員にもご意見を伺って、少し表現ぶりを足すことを検討して頂きたいと思います。

では、1番にまいります。1番は市内全域の路上喫煙禁止そのものに関するところになりますので、ここに関するご意見を戴ければと思います。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　こちらについて3点ございます。

まず、1点目なんですけれども2段落目、「また」のところですが、受動喫煙による健康への影響なども併せてPRされたいとありまして、これは多分受動喫煙でない能動喫煙かと思いますが、能動喫煙も多分健康への影響というのはあるのかなと思いますので、ここであえて受動だけを取り出さなくても良くて、これはなくても喫煙による健康への影響も併せてPRでよろしいのではないのかなというのが1点思いました。

2点目はですね、その次の段落ですけれども、「私有地を規制対象に加えることは財産権の侵害にならないように慎重に検討していくべき」。ここにつきましては、やはりパブリックコメントでも非常に心配の声が上がっているところですし、私もあの経済団体を代表して出てきている立場として、ここは非常に気になる所です。この表現ですと、まるでその私有地を規制対象に加えることがもう前提になっているように思いますので、それは趣旨ではないとこのパブリックコメントでも本市の考え方として、それは趣旨ではないというふうに書かれてたというふうに思いますので、基本、私有地は規制対象でないのだけれども、場合によっては市民からの声等を踏まえて規制対象になることもあり得るというような書き方にしてもらった方が良いのではないかとこのように思います。

最後の段落の「併せて」の所なんですけれども、公開空地等禁止の場所との境界が分かりにくい場所とかの辺りなのですが、これまでの議論を踏まえていないと、何を書かれているのか分からないのではないかなというふうにも思いました、なぜ公開空地との禁止場所との境界というのがここに出てきているのか。多分唐突感もあるのかなというふうに思いますので、ここも少し説明を補足してもらった方が良いのではないかとこのように思いました。

以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。今の3点について、事務局の方で何か考え方がありますか。

○木村課長　　そうですね、まず、1点目の受動を取るかどうかの所ですね。確かに喫煙に関して健康への影響というところがありますが、一方で、この路上喫煙対策に関しては、どちらかというところと環境美化の観点であるとか、あと子どもに火傷をさせたりとか防火の観点とか、幅広く全体に対して路上喫煙対策ということで環境整備を中心として、実施しているところですので、ここについて少し内部でも持ち帰って整理したいと考えます。

一方で、喫煙の対策については私達が喫煙所の整備に当たっても、目標喫煙率を基に積算していたりとか、路上喫煙禁止の取り組みに併せて卒煙をしたいと考える方に対して卒煙をサポートするの制度もご案内するとか、大阪市全体としてはバランスの取れたような形では進めようとしておりまして、関係部署とも調整の上で表現を考えたいと思います。

あと2点目の私有地の所は、玉川委員におっしゃって頂いたとおり、今回のパブリックコメントを踏まえて丁寧に少し書き足して分かり易いように、まずは「私有地は原則規制対象ではないが」からスタートするような形にしたいと思います。公開空地の部分も確かにこれだけだと、市民の方で公開空地が何かというところから分からない方もおられるので、丁寧な表現を書き加えます。ありがとうございます。

○青木委員長　　ありがとうございます。第3段落目の禁止の場所についてというのは、公有地は当然としてという所も、あまり当然ではなくて、具体的にどこが該当するか、委員会でやりましたけども、公園が入るとか港湾局が入るとかやりましたが、そこはこれを読む人にとって説明的な意味で、やっぱりまずは公有地としてはこういうところを禁止にするということは、うちの委員会としても適当だと思っておりますので、それをまず書いて頂いた上で、私有地については原則はどうか、一方、こういう状況については十分に私有地の地権者のご意見を聞いた上で、必要性も踏まえて判断をしていくということで、不当な私権の

制限にならないようにして頂きたいという、この委員会の意見としてもそうだと思いますが、そこを文章が長くなっておりますが、十分に書き込んで頂ければと思います。また玉川委員も見て頂いて、お願いいたします。

ちなみに、「単に制限を加えるだけの補助制度を活用した問題に関しても視野に入れるべき」というのはとても分かりにくいので、ここも含めて分かり易い表現にして頂ければと思います。

では、次の委員の皆様、ご意見戴きたいと思います。山内委員、お願いします。
○山内委員 山内です。私も3点あったのですが、1点目はその私有地の規制対象の話ですね。先程の玉川委員のご指摘で伝えて頂きました。

あとの2つは非常に細かいことになりますが、2段落目の私どもでよく議論になる「子ども」の表記の仕方なんですね。漢字で「子供」と書くと何か子どもは大人のお供じゃないからってということで、子だけ漢字で供が平仮名とか、こういう形で全部平仮名とかいう記載もありまして、ただ、一方で、最近文科省とかあまりそんなことを気にしなくなって、もう「子供」と両方とも漢字で表記するみたいな流れにもなってきているとも聞いてますが、ここは大阪市の公文書で「子ども」の表記がどうなってるかっていうことに合わせてもらったら良いかなと、私自身はそんなにこだわってないので、そこだけ確認頂ければと思っています。

もう1点は、もうさらに細かい話ですが、2ページ目の先程読み上げてもらって気づきました2ページ目の下から2行目のところに「併せて」とあって、3ページ目の冒頭にまた「併せて」とあるので、なんか「併せて」が重複しているみたいな感じなので、文章の感じもちょっとおかしくなるので、そこだけまた工夫してもらえたらという、細かいことですが気づきました。

以上です。

○青木委員長 ありがとうございます。「子ども」表記は何か統一したのがあるのでしょうか。

○木村課長　　そうですね、先程ご紹介いただいたとおり、供を漢字にしないで平仮名に表記するのが大阪市で使っているものでは多いかと思います。状況も変わってきているかと思いますが、また改めて確認した上で適切な表現にさせて頂きます。ありがとうございます。

○青木委員長　　その他、それでは他の委員の皆様。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員　　私も「併せて」がちょっと多いなっていうのが気になってまして、文章全体として多分7個ぐらいあるのですかね。「併せて」以外の言葉を使うか、文章全体の精査をして頂けたらと思います。

ちょっと気になると言いますか、SDGsというのが2ページ目と4ページ目に出ているのですが、SDGsってマジックワードみたいに、何か何となく人によって思い描くものが違うワードになりつつあるなと思うんですけど、具体的に路上喫煙対策に取り組むことがSDGsのどの部分に寄与するんだろうというのを、少しだけ具体的に書いても良いのかなと思っています。

もとの条例には特に書いてはいないんですが、ポイ捨てを防ぐことができるというのが路上喫煙禁止において、すごく大きな部分かなとは思っていますので、廃棄物に関するSDGsのゴールがあると思います。そういったところですか、健康に関する部分ですか、そういったところに寄与するというのを具体的に書いても良いのかなと思いました。

以上です。

○青木委員長　　ありがとうございます。何回か前の委員会でも具体的にどれに該当するのかというので、資料も用意して頂いたことがあったと思いますので、その辺りを少し読んでみて分かるように、注釈でも良いのかもしれませんけれども、工夫して頂ければと思います。

他の委員の皆さん、小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員　小谷でございます。私も言葉ぶりについては先程申し上げましたとおり、またメール等で指摘させて頂ければと思いますが、ちょっと表現の重複が若干目立つところがあるかなと思っております。

先程ご指摘があるところですが、私が一番気になっているのが、3段落目の禁止の場所についての記述で、やはり私有地に関する記述がちょっと分かりにくいというところがございます。

特に、最後の一文、「単に制限を加えるだけでなく、補助制度を活用した問題解消も視野に入れるべき」ということで、先程委員長からもこの表現についてご指摘がありましたが、制限を加えるだけではなくという表現はちょっと不正確なのかなと思ひまして、基本的には直接制限を加えるのではなくて、私有地等については管理者からの協力を得ながら、禁止区域の拡大に繋げたいというような趣旨になっていたかと思ひますし、補助とかについてもそのような積極的な取組については補助金制度を用いるなどしてサポートする、あるいはそういった協力体制を導きたいみたいな位置付けになるのかなと。これはちょっと制限とトレードで補助があるみたいな印象の文章にも見えますし、何より制限を加えるだけではなくと書いてしまうと、どうしても本当に規制を大阪市の方から行っているという形なので、あくまで私有地、私道については申し出を受けて、あるいは協議ベースで進めるということであったと我々認識しているところかと思ひますので、その点分かり易く、少し趣旨についてもご確認頂きながら書いて頂くと市民の方も安心して頂けるのかな、思ひました。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。3段落は少し書き換えて頂いて、また皆さんに見て頂いた上で、さらにブラッシュアップを図りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

近藤委員、いかがですか。1の部分ですね。

○近藤委員　冒頭のところですね、市民の認知度、それから周知期間、広報と似たような言葉が続いてまして、ちょっと私も良く分からないなと思いながら読んでいたのですが、十分な周知期間を設けてどのような方法で皆さんに何月何日からこういうふうに始まりますよということは、周知だと思うんですよ。だから、何かそういう方法で周知期間を設けて周知するとともに、広報といったら、また、ちょっと別のニュアンスで使っておられると思うのですが、私もまとまりのない発言で恐縮なんですけれども、どういうやり方で周知して、広報というのはどういう意味でこういうことを市民に知らしめると、はっきり書いて頂いたほうが分かり易いと思います。

○青木委員長　周知と広報って違うつもりでお書きになってますか。

○木村課長　そうですね。「周知」はこれから全域が禁止になりますということを、特に喫煙者の方や大阪市に来られる方に知って頂く期間というつもりで「周知」という言葉を書いております、「広報」は全般的な喫煙者の方も、非喫煙者の方も含めた大阪市の取組とか、全体をご説明するイメージで使っていたところです。もう少し具体的に書いた方が良いでしょう、すみません。ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございます。周知関係は3番にも出てくるのですが、それは実際に制度が施行されて以降、路上喫煙が禁止全域になっているということを知らせていくということを念頭に置いているのが主に3番だとは思いますが、1番は制度開始時のことも含めての話だと思いますので、そこは使い分けて、1番は1番で具体的に書かれた方が良いでしょうと思います。

特に、この今回のパブリックコメントなどを見ますと、やはりどういう制度にするか自体が、まだまだ市民に理解されていないのではないかとこの部分があると思いますので、その点をあと1年半ですけれども、十分な周知をしていくというのは何か具体的に、もう少し書き込めると良いでしょうし、現在の我々の委員の認識

としても、まだまだ市民にこの制度の理解は十分ではないと思いますので、そこも踏まえて当委員会の答申としても十分に理解を求めるコミュニケーションや周知が必要だということを、意見として申し上げる内容にできたらなというふうにも思っております。これは私の意見ですけど。

1段落目も、もう少し、近藤委員の意見や私の意見も踏まえて少し修文を検討できればと思います。よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。大丈夫ですか。

字句修正的なものは今日ご意見戴かなくても、後でまた別途メールなどでもご意見戴けると大変助かりますので、よろしく願いします。

つきましては、喫煙所にまいりたいと思います。ここは中間答申もあるところではありますが、中間答申も踏まえて、さらにその後のことも含めて、2番についてお願いいたします。

玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員　ありがとうございます。喫煙所の数につきましても、今回のパブリックコメント、非常に意見が出たということを知っております。喫煙所の数が少ないというようなご意見が多かったということも聞いてますので、一番最後の「また喫煙所の適切な配置は」から始まる文章ですが、配置の後に「数」というのも一つ付け足しても良いのではないかなと思いました。

喫煙所の設置後も、しっかりと検証を継続されたいという所なのですけれども、検証して、よくPDCAと言われますけれども、検証した後にそれを次のアクションに繋げていくというようなことの対応ということも、もし可能であればこちらの方に書き込んで頂くことができればと思いました。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。喫煙所の適切な配置だけではなくて数ということですね。それから、検証だけではなくて、検証とそれ以降踏まえた

対応ということですね。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。ここは中間答申があったところでもありますが、よろしいですか。

一見、私が気になるところを申し上げますと、今、玉川委員がおっしゃったもう1個前の段落ですけれども、最後は「適宜報告されたい」となっているのですが、報告というと委員会への報告という意味で書かれているのかもしれませんが、ここも本来はただの報告ではなく、その整備状況などを検証して頂いた結果、改善が必要であれば改善するのだらうと思うので、ここも、ただの報告ではないのではないかと思いますので、ちょっと字句をまた見直した方が良いのかなというふうには思います。

これは、適切な配置や数とは別に、閉鎖型の喫煙所はどうかという話とかですね、設置場所に応じて公開型、閉鎖型っていうのが本当に正しく整備されているかということだと思いますけれども、それについてもまた見直して対応も必要なのかなと思いますので、そういうふうに書いて頂ければと思います。

他、よろしいですか。小谷委員、お願いします。

○小谷委員　喫煙所の所ですけれども、まずちょっと形式的な話なのですが、中間答申のときには「喫煙所（喫煙設備）」という言葉が使われていたようなのですが、この語句の使い方を「喫煙所」だけにしたところについては、何か定義的な整理があるのかなというのが少し気になりました。

それからですね、一部中間答申のところを抜粋している形に、特に10ページ目の頭の部分を2か所ほど抜粋している形に鍵括弧で示してらっしゃるのですが、中間答申を見ると必ずしも正確な抜粋になっていなくて、最初の引用の箇所は省略している部分があって、後半の所は少し2番目の方が後半が少し文章が違っているので、わざわざ括弧にされるのであれば正確にした方が、一応条例ではありませんので、そこまで認めるかはご判断かなとは思いますが、ちょっと気に

なるなというところでした。

それからですね、ちょっと内容の話なのですが、先程のパブリックコメントの時にも、やはり喫煙所の数についてのご不安というかご意見が一定数あったかなというふうに感じたのですが、その点について現在120という数は先程のパブリックコメントのところ、あるいはこれまでの議論の中でも昼間人口とか喫煙率とかアンケート等を基に割り出したものではあるけれども、適宜その土台を踏まえた適正な数の確保に努めるべきであるとか、そういった形の言及があっても良いのかなと思いますし、また先程も出てきてますが色々な最新設備としての喫煙所の形態もありますので、適切な形態については常に注視していくべきであるとか、そういった言葉があっても良いのかなと思いますし、それは、この委員会の議論の中でも出た所かなと思いましたので、ご検討頂ければと思います。

以上です。

○青木委員長 貴重なご指摘ありがとうございました。私も気がつきませんで申し訳ございません。喫煙所の括弧書きが抜けたのは何かありますか。

○木村課長 まだ、そこまで整理できていなかったです。この間、一番最初に条例を制定した時から、喫煙所（喫煙設備）という表現をしていたので、中間答申の時にはそれを踏襲した形にしていたのですが、今回そこまで精査できておりませんでしたので、統一した表現にもう一度見直したいと思います。

○青木委員長 ありがとうございます。あと中間答申の引用は正確にということですね。

確かに、数とか配置場所については、この委員会で決めることではないというような認識はしておりますけれども、いろいろご議論があって一定の目安で今準備をされてるということですけど、それが適当かどうかはやはり検証してみないと分からないということだと思いますので、そういうことをしっかり検証して下さいというのは、この委員会の意見になるのかなとは思っていますので、その辺りも

少し、書き入れて頂くと良いのかなというふうに小谷委員のご意見で思っておりますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

その点については、特にご異論はないですよ。ありがとうございます。

次に行つてよろしいですか。

では、3番、過料及び啓発指導体制の点について、ご意見があればお願ひいたします。

いかがでしょうか。特にございませつか。

では、私から1点だけ確認か質問を。この3番では下から3段落目で、市内事業者や地域団体との連携ということになっていまして、一方で、後の5番では、旅行者向けに旅行会社とも連携してとなつて居るのですね。それで、3番も市内事業者に限らず、大阪市は本当に様々な全国的な事業者、もちろん市内に本拠のある事業者だけではなく、市外にもあると思ふので、何か市内事業者に限定しなくても良いのかなと思つたのですが、ここは意識的に使い分けて居るという感じでしょう。

○木村課長　すみませつか、意識して居なかつたです。確かに、昼間人口を見ましても、昼間、大阪市で過ごされて居る方が必ずしも市内居住ではございませつかので、今後も私達の取組を大阪府下もそうですし、他都市とも共有しながら、今も4都市会議という形で政令市で集まつて一緒に周知を検討したりして居ますので、ここは「市内」を取ります。ありがとうございます。

○青木委員長　むしろあれですよ、そういう広範なというか、色々な事業者という趣旨にして頂けると良いかもしれませつか。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、4番にまいりたいと思ひます。4番は、たばこ市民マナー向上エリアのお話しになります。このSDGsについては先程のご指摘があつたとおりに思ひますが、それ以外でご意見戴ければと思ひます。

ご意見がないようでしたら、「併せて」以降は、これほどのようなことを想定しての文章になりますか。

○木村課長 以前の委員会で過料徴収の話をした前後に、たばこ市民マナー向上エリア制度について議論させて頂いていて、確か過料徴収は行政手続でもありますので、現在、警察のOBを中心として厳密にトラブル等もあるので体制を組んで行ってますという説明をした際に、ボランティアの市民マナー向上エリア制度の方達には啓発周知をして頂く中で、あまり踏み込むと中にはトラブルになってしまうようなこともあるのではないかというご意見を委員会でも戴いていたかと思えます。

それを踏まえて、ボランティアの方にどこまで担って頂くか。あとは啓発物でこういったものをお渡しするかとか、そういったことをしっかりと整理をした上で裾野を広げて取り組んでいった方が良いというご意見を戴いたかと思えますので、こういった表現をしています。

○青木委員長 そうしますと、3番の過料徴収体制は市の方で責任持ってやるとして、民間の地域団体やボランティアの皆さんは、むしろ市民としての意識向上とか周知とかそういう役割という明確に役割を分担するというようなことですかね。そうであれば、そういうふうにお書き頂いた方が分かるかなというふうにも思えますので、また表現を検討頂ければと思います。

その他4番についていかがでしょうか。以前に玉川委員から事業者団体を紹介して頂いて、こういう啓発もされていたと思いますけど、そういったことはこの1段落目に含まれているという感じですかね。何かその辺り色々な所に声掛けをしていく、積極的なPRの中にそういうことが入るということですかね。

よろしいですか、4番は。

では、5番「その他路上喫煙の防止に関することについて」に行きたいと思えます。これは私の意見ですけど、もともと答申の項立てが1から5になってまし

たので、5は「その他」となっているのですが、実は「その他」は、結構大事で啓発表示方法とか加熱式たばこの扱いもありますので、決してその他ではないと言いますか、重要な所ですので、ここは是非ご意見も戴ければと思います。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員　　今、委員長が言われました加熱式たばこと電子たばこの取り扱いですね。これ多分ものすごく揉めると言いますか、実際に制限する時期が来たときに見た目も分からないし、どういうふうに取り扱うかというのは非常に難しい。先程言われたトラブルに巻き込まれると言うのは、私ひょっとしたらこういうこともトラブルになるかなと思うのですが、何が入ってるから駄目だとか、何が良いとかということまでディテールまで入っていくと何か袋小路に入って、例えばちょっと私の理解ですけども、加熱式たばこってニコチンは入ってるけどタールは多分入っていないはずなんですよ。では電子たばこはニコチンもタールも入っていないのかというと、ちょっと私は知らないですけども、仮に誰かがニコチン入り電子たばこを作ったとしたらと。

だから、何が良くて何が悪いってというようなことの線引きが難しいので、冒頭のたばこの葉を原料とするものを規制の対象とするということと、それから電子たばこについては一定のデータを蓄積した上で改めて検討っていうことは、これが良いとも悪いとも書いてないので。

前回の委員会でも電子たばこを規制するのは難しいという議論だったと思いますので、電子たばこは規制の対象外とするが、その後の何かによっては規制対象になることもあり得るとか、そういうことを想定されてると思いますので、そういうふうにした方が良いでしょう。

○青木委員長　　ありがとうございます。加熱式たばこを入れるということは、別に、もうパブリックコメントにもお書き頂いてますが、各種法律でも規制対象になってることも大きいと思いますので、そのことも含めて書いて頂いても良い

のかもしれないですね。

実際には、現場でも過料の時の線引きは大変難しいかもしれませんが、そこは実際の実施をした上で、また検討、検証をする必要があるかなとは思いますが、そこまでは今回は分かりませんので、今、近藤委員に言って頂いたようなご意見も踏まえて、少し検討頂ければと思います。

その他いかがでしょうか。どうぞ、谷内委員お願いします。

○谷内委員 啓発表示方法についてですけど、ちょっと私がよく理解ができていないんですけど、表示に当たっては区毎や小学校区毎といった一定の基準を設けるとともにとあるのですが、そもそも表示というのはどのようなものをイメージされてるのが、ちょっと私の中で上手くイメージできていないんですけど、市内全域路上喫煙禁止という表示のことですかね。それを区毎に一定の基準というのは何の基準なのですかね。数の基準ですかね、路上での看板の設置の数とかそういった基準を設けるという意味ですかね。ずっと理解できなかつたので、もう少し具体的に書いて頂いても良いのかなと思いました。

それと、地図表記も検討されたいっていうのは、これは何の地図表記なのだろうというのも少し分かりにくいなと思ひまして、恐らく今後、市内全域で路上喫煙禁止になりますと、喫煙場所を地図表記で示していくということが重要になるのかなと思うのですが、その地図表記でしょうか、どういったことを具体的に思われてるのかをもう少し具体的に書いた方が良いかなと思います。

この配布する広報物のQRコードのSNSや動画の活用というのは非常に重要だと思うのですが、その先ですね。SNSや動画で何が見れるのかといった所も、もう少し具体性を持った方が良いのかなと思います。路上喫煙禁止に対して理解を求めるっていうような動画も重要かもしれないのですが、今後、多分重要になるのは喫煙場所をしっかりと伝えるっていうことの方が重要になっていくかなとも思いますし、そういったことについても具体的に書いても良いのではないかなと思

いました。

なので、例えば旅行会社に喫煙場所の場所や全面路上喫煙禁止ですよという広報を依頼するとともに、どこであれば喫煙できるのかっていったことをマッピングしたものを渡すですとか、そういったことも少し具体的に考えていく必要があるのかなと思いますので、今までの啓発とは伝えるべきものも変わっていくのかなとは思っているので、そこを具体的に書いて頂きたいところです。

○青木委員長　ありがとうございます。今の辺りは具体化はどうでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。これまではここが禁止地区ですという表示を、路面に貼ったり、看板で表示をしていたのですが、これが道路全体、公園全体ということになるので、個別表示を須らくするというのではなくて、例えば駅から出た時にぱっと目に触れるような所であるとか、そういったある程度何も考え方もなく、貼れる所に貼るのではなくて、一定の考え方を整理した上で掲出してはどうかというご意見もこの間、委員会でも戴いてましたので、まだ具体的なルールを決めてるわけではないのですが、それをこの前段の所で書いたところ
です。

禁止地区における地図表記は、現在禁止地区を赤色で道路部分であるとか、禁止対象の場所を塗って表示をして、先程言って頂いたみたいに喫煙所はここという表示を各禁止地区等に表示してますので、そういったものを想定しています。一方、それも120か所全部にしていくかどうか、先程谷内委員がおっしゃって頂いたように旅行会社が発行されるものに一緒に情報共有して載せて頂くとか、これからそういったことも検討していく必要があると思っています。ありがとうございます。

○青木委員長　QRコードとかSNSよりも先というのはあれですか、何かホームページとかどこかにしっかりと展開するという意味で、ここにQRコードとかSNSとかいうのが書いてあるという趣旨ですか。

○木村課長　　そうですね。特に、喫煙場所の案内が大事になってくると思っておりますので。

○青木委員長　　改めて、ホームページ等でしっかりと周知するサイトを作って頂いた上で、そこに誘導するというようなことだと思いますので、そこも含めて分かるように書いて頂ければと思いますね。

他の皆さんいかがでしょうか。

喫煙場所の周知というのは、とても大事だと思いますが、2番の3ページの一番頭の所に、「併せて」の2行で書いて頂いてますけど、ちょっとインパクトが薄いということもありまして、改めて、この「効果的な啓発表示方法」でも喫煙場所の周知を、先程谷内委員がおっしゃったようなことも含めて、再度、喫煙場所の効果的な周知啓発を少し書き加えて頂いた方が良いのかなと思っています。

他の皆さんがよろしければ、私の意見ですが、この一定の基準で表示するというのが、エリアの一定の基準もありますけれども、例えば公園とか道路とかは全て大阪市の市道の場合、大阪で管理している公園とか道路については必ず何メートルに一つは表示をすとか、特に道路の路面がやはり一番目につくと思うのです。たばこ吸う人も吸わない人も。マンホールではないですけど、道路を歩いていくとそういう表示が定期的であれば目につくのではないかと思いますし、あとはその目の高さにある色々な表示ができる大阪市のものがあれば、そういう所に一定の間隔毎に置くとかですね、何かそういう基準を作って表示物を置いていくみたいなことをして頂くのは必要なのではないかなと思ひまして、そんなことを具体的に、これは建設局とかの管轄になることが多いのかもしれませんが、建設局にご協力頂いて、これから新しく作ったり改修するものについては必ずそういうものを表示すとか、そんなことも検討頂けたらと思います。

どうしてもポスターとかは剥がれていって古くなって誰も気づかないみたいなことがありますので、より目にクリアに見つかる所にしっかりと表示していくと

いう考え方が大切かなという意見を持っています。

それ以外にご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

それで、全体として検討されたいという言葉があるのですが、委員会としてはこうしてほしいと思っていることは多分検討されたいではなくて、活用を図られたいとかPRしてもらいたいとか、そういう表現になると思いますが、我々としてはやってもらいたいことの中にも検討されたいという語尾でまとめて頂いているものが幾つかあると思いますので、その辺り、また、いやここは検討されたいじゃなくてルール作りをして下さいとかではないですか、というような所があると思いますので、またそこはご意見を申し上げたいと思っておりますので、皆様も、もしそういう点で見て頂いて検討されたいで良いのかという所があれば、是非後でご意見を戴ければと思います。

一応最後までまいりましたが、全体として何かございましたら、さらにご意見戴ければと思います。この案を頂いたのが、まだ間もないので、委員の皆様も十分に検討できていないところもあるかと思えます。

ですので、さらに今日のご意見を踏まえて、字句修正を踏まえたものはそれぞれご意見を事務局にメール等で戴きたいと思っております。どれぐらいの期間でよろしいですか。いつまでにしましょうか。

○木村課長　　まずは、今日戴いた意見を書き足したものを作って、その上で展開させて頂く時にいつまでにご回答くださいと、そのやり取りを複数回させて頂くことになるかと思えます。お願いします。

○青木委員長　　では一旦、修文して頂いたのを戴いて、その時にいつまでと事務局から示して頂くことにします。

ただ、最初の修文にも反映して頂きたいというのが小谷委員も含めておありだと思いますので、それにつきましては適宜、先に個別に戴いても構わないということにしたいと思えます。よろしいですか。

○堀井局長　　すみません、今日は色々ご意見頂戴して本当にありがとうございます。なかなか至らない所もありましたし、ご指摘されてそうだなという所もございました。かなりたくさんの修文をしないといけないと思いますので、少々時間はかかるかもしれませんが、また新たな修正案というか改定案とか出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○青木委員長　　ありがとうございます。では、今日は色々なご意見を戴きましてありがとうございます。ご面倒をおかけしますけれども、また意見を確認して頂きまして、答申案を仕上げていきたいと思いますので、委員の皆様にはどうぞよろしくお願いいたします。

また、佐々木委員には別途ご意見を事務局から伺って頂いて、それも反映したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他何か本日、委員の皆様からありますでしょうか。玉川委員、お願いします。

○玉川委員　　すみません、今日も非常に多く喫煙所の問題がパブリックコメントでも出ておりました。こちらにつきましては補助もつけて募集も始まっている状況かと思うんですけども、今の整備状況といいますか見立てといいますか、どんな感じなのか教えて頂けますでしょうか。

○木村課長　　ありがとうございます。すみません、喫煙所に関しては、まず、4月の末にトップからのメッセージ発信ということで、市長から会見という形で補助制度を立ち上げますという周知を行って、問合せも結構たくさん戴いていまして、7月の委員会でご報告した時も当初の反応ぐらいのことをお伝えさせて頂いたかと思います。

一旦、7月末で申請を締め切らせて頂いたのですが、当初想定していた数ぐらいまで申請が出てきまして、それを市で検討していく中で、民間ならではの場所に喫煙所が設置できるという補助制度のメリットもありますので、さらに追加募

集をしまして、昨日まで追加募集をしてたところです。まだ概数ですが、当初予算で想定してたより多い数の申請を頂いて、新設概ね30件程度、併せて既存の喫煙所を改修する制度ですので、そちらも概ね10件程度、合わせて40件程度です。2か年度にわたって喫煙所の補助制度を実施する予定としてますので、次年度整備のお問合せも来ています。概ね好評な状況かと思っています。

以上です。

○青木委員長　　よろしいですか、ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、本日の審議事項は、以上とさせていただきますので、事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局（楠本課長代理）　　本日は青木委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご審議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第47回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

閉会　午前11時59分